

○建築基準法施行令第十条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準を定める件

(平成十九年八月二十二日)

(国土交通省告示第千百十九号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準を定める告示を制定する。

建築基準法施行令第十条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第一から第十二まで
- 二 平成十三年国土交通省告示第千二十六号第一から第八まで
- 三 平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第八まで